

第31回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 令和元年10月28日(月)
午前9時45分～12時30分
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド

1 開 会

2 あいさつ

3 さいたま市環境影響評価技術審議会長・副会長の選出について

4 議 事

(1) (仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価事後調査書について

ア 環境影響評価手続状況、事業概要及び事後調査書説明

イ 審議

(2) (仮称)DPL浦和美園新築計画環境影響評価準備書について

ア 環境影響評価手続状況、事業概要及び準備書説明

イ 委員会意見報告

ウ 審議

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 第31回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿
- 資料2 同座席図
- 資料3 さいたま市環境影響評価技術審議会
委員名簿（第9期）
- 資料4 さいたま市環境影響評価条例・同技術審議会規則より抜粋
- 資料5 （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の概要
及び環境影響評価手続状況
- 資料6 （仮称）DPL浦和美園新築計画の概要
及び環境影響評価手続状況
- 資料7 さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿
（（仮称）DPL浦和美園新築計画）
- 資料8 （仮称）DPL浦和美園新築計画に係る環境影響評価技術審議会
第2回委員会意見

〈配付図書（貸出）〉

- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価書、
事後調査書、同書概要版
- （仮称）DPL浦和美園新築計画環境影響評価準備書、同書資料編、
同書要約書
- さいたま市環境影響評価条例集
さいたま市環境影響評価技術指針手引

第31回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

伊藤 元裕	委員	王 青躍	委員
行田 弘一	委員	小嶋 文	委員
四ノ宮 美保	委員	日原 由香子	委員
深堀 清隆	委員	増田 幸宏	委員
山口 雅利	委員	山本 貢平	委員
渡辺 季之	委員		

2 (仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画に係る出席者

(1)事業者

【東京建物株式会社】

課長代理 高橋 隼一

(2)設計・施工会社

【株式会社長谷工コーポレーション】

所 長 出澤 淳 チーフ 河野 順一

副 主 任 楠 恵輔

(3)コンサルタント

【日本工営株式会社】

課 長 吉田 研也 課長補佐 渡辺 純子

3 (仮称)DPL浦和美園新築計画に係る出席者

(1)事業者

【大和ハウス工業株式会社】

埼玉支社	流通店舗事業部	設計部	次長	福岡 和男
東京本社	建築事業部	設計部	次長	伊藤 正澄
東京本社	建築事業部	工事部	担当課長	持丸 丈俊
東京本社	建築事業部	第三営業部		伊藤 梨花子

(2)施行会社

【株式会社福田組】

東京本社	建築部	工事所長	土屋 充
東京本社	企画設計部	係長	小谷 亮太

(3)コンサルタント

【株式会社環境管理センター】

プロジェクト事業部 プロジェクト推進部 部長 斉藤 文夫

プロジェクト事業部 プロジェクト推進部 専任課長 塚田 信男

※ 2と3については途中入れ替えとなります

4 事務局

【さいたま市環境局】

局 長 中野 明彦

【同局環境共生部環境対策課】

課 長	黒沢 茂男	係 長	和田 淳
主 任	石川 裕子	主 任	尾崎 雅之
主 任	辻 信太郎	技 師	久米 英隆
技 師	中居 弘幸		

第31回 さいたま市 環境影響評価技術審議会 座席図

日 時 令和元年10月28日(月)
午前9時45分
場 所 ホテルプリランテ武蔵野
2階 エメラルド

副会長		会長	
伊藤委員		深堀委員	
王委員		増田委員	
行田委員		山口委員	
小嶋委員		山本委員	
四ノ宮委員		渡辺委員	
日原委員			

事務局 (和田係長)	事務局 (黒沢課長)	事務局 (中野局長)	事業者 (高橋課長代理)	施工者 (出澤所長)	施工者 (河野チーフ)
---------------	---------------	---------------	-----------------	---------------	----------------

事務局 (辻主任)	事務局 (尾崎主任)		施工者 (楠主任)	コンサル (吉田課長)	コンサル (渡辺課長補佐)
--------------	---------------	--	--------------	----------------	------------------

事務局 (石川主任)	事務局 (中居技師)	事務局 (久米技師)			
---------------	---------------	---------------	--	--	--

第31回 さいたま市 環境影響評価技術審議会 座席図

日 時 令和元年10月28日(月)
午前9時45分
場 所 ホテルプリランテ武蔵野
2階 エメラルド

副会長		会長	
伊藤委員		深堀委員	
王委員		増田委員	
行田委員		山口委員	
小嶋委員		山本委員	
四ノ宮委員		渡辺委員	
日原委員			

事務局 (和田係長)	事務局 (黒沢課長)	事務局 (中野局長)	事業者 (福岡次長)	事業者 (伊藤次長)	コンサル (塚田専任課長)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	------------------

事務局 (辻主任)	事務局 (尾崎主任)		施工者 (土屋工事所長)	施工者 (小谷係長)	コンサル (斉藤部長)
--------------	---------------	--	-----------------	---------------	----------------

	事務局 (中居技師)	事務局 (久米技師)	事業者 (持丸課長)	事業者 (伊藤氏)	
--	---------------	---------------	---------------	--------------	--

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿 (第9期)

任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、栽培学	植物	
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学研究科 講師	動物行動学	動物、生態系	
3	おう せいよう 王 青躍	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	大気関係	大気質、廃棄物等	
4	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学工学部 情報通信工学科 教授	電波工学	電波障害	
5	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域交通	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質	
7	しのみやみ ほ 四ノ宮美保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質	
8	つのだ ひろし 角田 裕志	埼玉県環境科学国際センター 主任	動物生態学、保全生態学	動物、生態系	
9	ひはら ゆかこ 日原由香子	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	植物生理学、分子生物学	植物	
10	ふかほり きよたか 深堀 清隆	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	景観工学	景観、温室効果ガス等	
11	ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市環境工学、建築環境工学	日照障害、風害、温室効果ガス、安全	
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	環境工学、河川工学	水質	
13	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生態学	植物、生態系	
14	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会理事 技師長	廃棄物等	廃棄物等	

さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成15年条例第32号）

（設置）

第49条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第50条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第51条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第52条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成15年規則第26号）

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第52条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(仮称) さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の概要及び環境影響評価手続状況

令和元年10月28日

対象事業の名称	(仮称) さいたま市大宮区北袋町1丁目計画		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・東京建物株式会社 代表取締役 社長執行役員 野村 均 東京都中央区八重洲一丁目9番9号 ・住友不動産株式会社 代表取締役副社長 小林 正人 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 ・野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 ・近鉄不動産株式会社 取締役社長 倉橋 考壽 大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号 ・住友商事株式会社 代表取締役 兵頭 誠之 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 ・東急不動産株式会社 取締役社長 大隈 郁仁 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 		
対象事業の種類	大規模建築物の建設		
事業実施区域	さいたま市大宮区北袋町1丁目		
事業規模	延床面積 約95,000㎡		
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、見沼区、中央区、浦和区の一部)		
手続状況	調査計画書	図書の受理	平成28年12月16日
		第1回委員会	平成29年 1月23日
		技術審議会	〃 3月15日
		市長意見	〃 5月 1日
	準備書・評価書	準備書の受理	〃 9月26日
		技術審議会	平成30年 1月 9日
		市長意見	〃 3月27日
		評価書の受理	〃 6月 4日

事後調査書 (工事中)	図書の受理	令和元年 7月12日
	縦覧	〃 8月5日～ 9月5日
	意見書提出期間	〃 8月5日～ 9月19日
	見解書の受理	(意見書の提出がなかったため省略)
	技術審議会	令和元年 10月28日
	市長意見	〃 11月19日(予定) (意見書提出期間の経過した日から2月以内)
(供用後)	図書の受理	令和5年 6月ごろ(予定)

(仮称) D P L 浦和美園新築計画の概要及び環境影響評価手続状況

令和元年10月28日

対象事業の名称	(仮称) D P L 浦和美園新築計画		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例 (平成15年条例第32号)		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	大和ハウス工業株式会社 代表取締役 芳井 敬一 大阪市北区梅田三丁目3番5号		
対象事業の種類	大規模建築物の建設		
事業実施区域	さいたま市緑区美園一丁目		
事業規模	延床面積 約90,542㎡		
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (緑区、見沼区の一部)		
手 続 状 況	調 査 計 画 書	図書の受理	平成30年12月25日
		第1回委員会	平成31年 1月30日
		技術審議会	〃 3月11日
		市長意見	〃 4月26日
	準 備 書	図書の受理	令和元年 7月 1日
		縦覧	〃 7月16日～ 8月16日
		意見書提出期間	〃 7月16日～ 8月30日
		見解書の受理	(意見書の提出がなかったため省略)
		技術審議会	令和元年 10月28日
		市長意見	令和2年 1月 2日 (意見書概要報告を受けた日から4月以内)

(仮称)DPL 浦和美園新築計画に関する

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

氏 名	職 名	専門分野	担 当 項 目
こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地 域交通
しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究所 教授	環境衛生、健康科 学	大気質、水質、有害 化学物質
ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 教授	都市環境工学、建 築環境工学	日照障害、風害、温 室効果ガス、安全
やまもと こうへい 山本 貢平	(一財)小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動
わたなべ としゆき 渡辺 季之	(一社)埼玉県環境検査研究協会 理事	環境分析	廃棄物等

さいたま市環境影響評価技術審議会会長 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会
委員長 渡辺 季之

(仮称) D P L 浦和美園新築計画環境影響評価準備書に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「(仮称) D P L 浦和美園新築計画環境影響評価準備書」について、令和元年9月25日、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 総論

・当該事業を行うにあたって、入居するすべてのテナントには、周辺の環境に配慮するよう周知することが望ましい。また、当該事業予定地が、みその都市デザイン方針対象地内での建築物の建設のため、周辺地域との情報共有や交流を行うことにも配慮するとよい。

2 各論

【大気質】

・建設機械稼働に伴う大気汚染物質増加の抑制のため、排出ガス基準に適合した車両等の使用や、アイドリングストップを実行することを厳守すること。
・施設稼働に伴う予測は、東側の敷地境界で環境基準を達成しているものの、比較的高い数値で推移していることから、事業者がテナントに排出ガス規制適合車の使用、アイドリングストップ等の実行を要請することが望ましい。

【騒音】

・道路交通騒音の予測について、東北自動車道と国道122号線の東側のみ行っている理由を記載するとよい。
・市道P-541号線は、車線数によって環境基準が異なるため、車線数を図示したほ

うがよい。

- ・暗騒音と重合した施設の稼働に伴う等価騒音レベルは、施設からの騒音の寄与で考え、会話妨害はないとしたほうがよい。

【温室効果ガス】

- ・温室効果ガス等削減に関する省エネ対策について、具体的に記載すること。

【地域交通、コミュニティ】

- ・テナントの増減により、交通量増加等の影響が大きくなることが想定されるため、この状況を十分考慮すること。

第31回

さいたま市環境影響評価技術審議会

令和元年10月28日（月）

さいたま市環境対策課

ただいまから第31回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局長の中野からご挨拶申し上げます。

○中野局長 審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変ご多忙の中、第31回さいたま市環境影響評価技術審議会にご出席くださいまして、ありがとうございます。

また、本市の環境行政のみならず、市政全般にわたりましてご理解、ご指導をいただいていることに関しまして感謝を申し上げます。

冒頭、先日の台風19号は15号に続きまして広域にわたり甚大な被害をもたらしました。被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

本市におきましても床上浸水が700件以上、床下浸水と合わせますと1,100件以上という状況でございました。荒川が氾濫の危険水位に達したというところで、避難勧告も出されたこともありまして、各避難所では8,000人を超える方々が避難したところでございます。特に桜区にある市場が水没したというニュースが取り上げられたところでございますが、桜区の新開地区、あと桜田地区、ここが浸水の大きな被害があったところでございます。

現在は災害ごみの撤去収集も一段落しまして、環境局としましては、千葉の館山市、近隣の川越市へ職員を派遣して広域連携体制ということで、災害の復旧・復興に取り組んでいるところでございます。

さて、本日は今年度第2回目、委員の改選後第9期の初めての会議となります。最初の案件は、さいたま新都心における共同住宅の建設になります（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画、三菱マテリアル跡地のタワーマンションの建設の事後調査処理に係る審議案件でございます。もう一つは、浦和東部第二特定土地地区画整理事業地内におけます物流センター、特定流通業務施設となります（仮称）D P L浦和美園新築計画の準備書に係る審議案件となります。委員の皆様には限られた時間ではございますが、専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様のご健勝とますますのご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、審議会の開催に当たりまして私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○黒沢課長 ありがとうございました。

審議会規則第3条第2項では、審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出

席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日の審議会は委員総数15名のうち過半数の11名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

さて、本日はご案内のとおり、（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画事後調査書（工事中）及び（仮称）D P L浦和美園新築計画準備書についてご審議をいただきます。

まず、（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画事後調査書（工事中）についてご審議いただき、11時を目途に休憩を挟み、（仮称）D P L浦和美園新築計画準備書をご審議いただくスケジュールでございます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

次に、次第の裏に本日の資料の一覧を記載しております。

資料1といたしまして、さいたま市環境影響評価技術審議会出席者名簿。

資料2といたしまして、同座席図、こちらは前半、後半1部ずつでございます。

資料3につきまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第9期）のものです。

資料4といたしまして、さいたま市環境影響評価条例・同技術審議会規則より抜粋したものを。

資料5といたしまして、（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の概要及び環境影響評価手続状況。

資料6といたしまして、（仮称）D P L浦和美園新築計画の概要及び環境影響評価手続状況。

資料7といたしまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会委員名簿、（仮称）D P L浦和美園新築計画について。

資料8といたしまして、（仮称）D P L浦和美園新築計画に係る環境影響評価技術審議会第2回委員会意見となっております。

そのほか、委員の皆様には、（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価書と事後調査書、事後調査書の要約書、（仮称）D P L浦和美園新築計画準備書とその資料編、要約書、事業者からの資料、参考といたしまして、さいたま市環境影響評価条例集と技術指針手引を配付しております。

皆様、お手持ちの資料はおそろいでしょうか。

（発言なし）

不足している資料がございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、次第の3、会長及び副会長の選任に移ります。

第8期の会長は7月31日をもちまして委員任期満了となりましたので、第9期の新たな会長を選出させていただきます。

まず、当審議会の設置、運営及び会長の選任に関する規定について、事務局よりご説明いたします。

○和田係長 資料の4をごらんください。

左側にさいたま市環境影響評価条例の技術審議会に関する規定の抜粋と、右側に技術審議会規則が書かれております。

まず、左側の条例の規定ですが、当審議会は、さいたま市環境影響評価条例に基づく市長の諮問機関として設置されております。事業者から提出された調査計画書、準備書、事後調査書の内容について、環境の保全の見地から市長意見を述べる際に当審議会に諮問してご意見を聞くこととなります。第50条で委員の定員及び任期を規定しております。

右側の審議会規則ですが、第2条により審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることが規定されております。会長は審議会の代表として会議を招集し、議長となって会議を総括します。副会長は会長の補佐役で、会長に事故があるときには会長にかわり、その職を務めることとなります。

以上でございます。

○黒沢課長 ただいまの説明のとおり、会長は審議会委員の互選により定めることとなっております。

それでは、会長の選出につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺委員 まず、事務局のほうで案をお持ちでしたらお聞かせいただければと思いますが。

○黒沢課長 ただいま渡辺委員からご意見いただきましたが、そのほか何かございますでしょうか。

(発言なし)

それでは、事務局から提案をさせてよろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、事務局から案をお願いいたします。

○和田係長 ありがとうございます。

事務局案でございますが、会長に一般財団法人小林理学研究所の山本貢平委員、副会長におかれましては、本日ご欠席ではございますが、埼玉県環境科学国際センター研究所所長の村上

正吾委員をご提案いたします。

○黒沢課長 皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

山本委員、お引き受けいただけるでしょうか。

○山本委員 はい。

○黒沢課長 ありがとうございます。

なお、村上委員におかれましては、事務局から互選の旨報告し、ご就任いただけるものと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、山本会長、会長席のほうにお移りいただきたいと思います。よろしく願いします。

ありがとうございます。恐れ入りますが、山本会長、一言お願いいたします。

○山本会長 山本でございます。ご推薦いただきましたので、これから会長としての役目を果たさせていただきます。

私は、分野としては応用音響学と書いてありますけれども、研究分野としては道路交通騒音の予測、それから対策です。こういった方面でずっと研究を進めてまいりました。したがって、環境影響評価の中では騒音振動を担当させていただいております。

これまで東京都とか、埼玉県環境審議会にも出ておりまして、いろいろな分野も見ておりますけれども、専門の騒音振動のことしかわかりません。ので、今後は皆様委員の方々の専門的な専門の立場からさまざまなご意見であるとか、コメントであるとか、それからアドバイスをいただきながら、この審議会を円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○黒沢課長 山本会長、ありがとうございました。

第9期技術審議会会長としてよろしくお願い申し上げます。

ここで環境局長の中野でございますが、所用により退席させていただきます。

○中野局長 大変申しわけございません。本日はよろしくお願い致します。

○黒沢課長 それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります山本会長に議事を進行していただきます。

山本会長、よろしくお願い申し上げます。

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

まず、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○和田係長 はい、本日の審議会には傍聴希望者はありません。

○山本会長 わかりました。

それでは、進めます。

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画における事業者及び関係者の紹介並びに環境影響評価の現状状況について事務局からご説明をお願いします。

○和田係長 本日最初にご審議いただきます(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業者及び関係者をご紹介します。

まず、事業者として、東京建物株式会社より高橋課長代理。

○高橋課長代理 高橋でございます。よろしくお願いします。

○和田係長 続きまして、委託会社及びコンサルタント会社の紹介につきましては、事業者様のほうからよろしくお願いいたします。

○出澤所長 施工を担当しております長谷工コーポレーションの出澤と申します。よろしくお願いいたします。

○河野チーフ 設計施工を担当しております長谷工コーポレーションの河野と申します。よろしくお願いいたします。

○楠主任 同じく長谷工コーポレーションの楠と申します。よろしくお願いいたします。

○吉田課長 環境アセスメントを担当しております日本工営の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺課長補佐 同じく日本工営の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○和田係長 続きまして、(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の環境影響評価手続についてご説明いたします。

資料5をごらんください。

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業概要でございます。

市の環境影響評価条例に基づき手続が行われているものでございます。都市計画特例の適用はございません。

事業者は、東京建物株式会社、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社、近鉄不動産株式会社、住友商事株式会社、東急不動産株式会社の6社でございます。

対象事業の種類は、大規模建築物の建設でございます。

事業実施区域は大宮区北袋1丁目地内。

事業規模でございますが、延べ床面積約9万5,000平米。

関係地域は、事業実施区域から1.5キロメートルの範囲で、大宮区、見沼区、中央区、浦和区の一部が含まれます。

手続状況でございますが、平成28年12月16日に調査計画書が提出され、平成29年5月1日には調査計画書に対し、市長意見が交付されました。同年9月26日に準備書が提出され、平成30年3月27日に準備書に対する市長意見が交付されております。また、同年6月4日に評価書の提出があり、8月30日より事業に着手したと届出ありました。

工事中に行われる環境への影響評価を経て、令和元年7月12日に工事中の事後調査書が提出されましたので、同年8月5日から9月19日までの間、環境保全の見地からの意見を募集しております。

なお、意見提出はございませんでしたので、この場にてご報告申し上げます。

本日の審議を経て、審議会答申がなされた後に、事後調査書に対する市長意見を11月に予定しております。その後、工事が竣工した後に、令和5年6月ごろに供用後の事後調査書が提出される予定となっております。

以上でございます。

また、事業概要及び事後調査書につきましては、委託者であります長谷工コーポレーション株式会社からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

○河野チーフ よろしく願いします。

それでは、評価書、事後調査書の2の3ページをご参照ください。

計画地の位置図が載っております。計画地はJRさいたま新都心駅の南東から約400メートルの区域で、従前三菱マテリアルの研究機関等が所在しておりました。その移転後、区画整理事業が行われておりまして、住所といたしましては、さいたま市大宮区北袋1丁目601番の1となっております。

次ページ、2の5ページをご参照ください。

対象事業の規模は記載のとおりです。共同住宅を主要な用途としておりまして、敷地の面積は約1万8,800平方メートル、延べ床面積は約9万5,000平方メートル、15階建ての約50メートル、共同住宅の世帯数としては1,000世帯を予定しております。

対象事業の実施期間は、平成30年に工事着手を既にしておりまして、今後令和4年に竣工す

る予定です。

表の2の5の1にお示ししているとおり、令和元年の7月にこの事後調査書を提出いたしましたが、以降、この10月においてもくい工事や基礎区域工事は既に終了しておりまして、地上躯体工事を実施している最中でございます。

それでは、調査結果につきましては、コンサルタントの日本工営に説明をさせていただきます。

○吉田課長 引き続きまして事後調査書の説明をさせていただきます。

4の17ページのA3の折り込みのページをごらんいただけますでしょうか。

こちらに本件の事後調査書の全体の計画、工程を少し明示してございます。2019年7月のところに大きく下向きの矢印で事後調査書（工事中）提出というふうに書かれておりますのが今回のご報告させていただく報告書になります。この報告書につきましては、工事中の事後調査というところの位置づけになりますので、項目といたしましては、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気質や騒音、振動、それから地域交通というようなものを対象にしてございます。それから、大気質につきましては、造成工事を実施してございましたので、その造成等の工事に伴う項目についても今回ご報告させていただくものでございます。その他の項目につきましては、工事中継続してございますけれども、最終的に一番右側のほうの供用後の事後調査書の中で最終的にご報告をさせていただくということでございます。

それでは、まず最初の大気質についてご説明をさせていただきます。

5の1の1ページからになります。

まず、こちらは建設機械の稼働に伴う大気質でございまして、調査地点をその次の5の1の2ページにお示ししてございます。

黒い丸のナンバーAと書かれているところが事前の評価書の中で建設機械の稼働に伴う影響の最大の濃度が予測されている地点付近でございます。この地点で調査をしているというところと、あとは実際の事後調査期間中の風向が事前にわかりませんので、白丸のa b cという3地点で、風向によらず傾向が把握できるように地点を設定して調査を実施いたしました。

調査の実施時期は5の1の3ページでございますけれども、建設機械の稼働台数と汚染物質排出量が最大となるというふうに考えられる工事開始5カ月目の代表的な1週間というところで、平成30年12月7日から12月13日に実施いたしました。

調査結果のほうは5の1の5ページでございます。

表の5の1の5に予測結果と事後調査結果との比較をしてございます。こちらの平均値とい

うふうに書かれているところが、予測結果が二酸化窒素で0.024 p p mだったのに対しまして、今回の事後調査結果では0.019、それから0.023 p p mというところで、予測結果の範囲内におさまっているというところがございます。浮遊粒子状物質につきましては、1立米当たり0.019ミリグラムが予測結果でございまして、今回の結果が0.016というところで、こちらも予測結果の中におさまっているという結果でございました。

続きまして、工事用資材運搬等の車両の走行に伴う大気質についてご説明いたします。

5の1の14ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらに資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の調査地点を示してございます。まず、白い丸の工事用車両の出入り口のところで、Aゲート、Bゲート、Cゲートという3カ所で工事用車両の出入りが行われておりましたので、こちらのゲートで工事用車両台数の出入りの台数を調査してございます。

それから、ナンバー1、ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4という周辺の道路の断面で断面交通量の調査を実施いたしました。調査の時期は5の1の15ページにお示ししてございまして、こちらも工事用車両の走行台数が最大となる工事開始5カ月目の平成30年12月13日に実施いたしました。

調査の結果が5の1の18ページでございます。

表5の1の12に評価書の車両台数と事後調査結果との比較を示してございます。評価書では最大の工事用車両台数といたしまして、大型車420台、小型車70台、合計で490台の車両台数を見込んでおりました。今回事後調査をした結果でございまして、大型車で320台、小型車で79台、合計で399台ということで、評価書の見込みの台数を下回っているという結果でございました。

それから、5の1の19ページには断面交通量についてお示ししてございまして、表5の1の14のところでは断面交通量についての評価書と事後調査の結果の比較をしてございまして、おおむね断面交通量としては評価書と同等程度の台数が確認されました。

続きまして、造成等の工事に伴う大気質についてご説明いたします。

5の1の24ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらは造成の工事に伴います粉じん、降下ばいじんの調査地点でございまして、こちらも調査期間中の風向が北風あるいは南風になるかどうかということが事前にわかりませんので、北側のナンバーA、南側のナンバーBという2地点で調査を実施いたしました。

5の1の25ページに調査時期を示してございまして、掘削工事期間中の1カ月間とい

たしまして、平成30年11月26日から12月26日にかけて実施いたしました。

調査の結果が5の1の26ページでございます。

表の5の1の17に粉じん、降下ばいじんの調査結果を示してございます。不溶解成分量でいきますと、ナンバーAで8.1、ナンバーBで5.8というのが調査結果でございます。こちらの中から造成工事による付加分を算出いたしますと、下の表の5の1の18になりまして、事後調査結果というところの造成工事の付加分で言いますと、ナンバーAで3.2、ナンバーBで0.9というところになります。降下ばいじんにつきましては、基準等が定められているわけではございませんけれども、参考といたしました降下ばいじん量の指標値として10トンというのがございますけれども、この10トンは下回っているという結果でございました。

続きまして、5の1の30ページからが今度造成工事に伴う大気質の有害物質に関するところになります。こちらの有害物質を対象といたしましたのが5の1の30ページの注釈のところに記載をさせていただいてますけれども、計画地につきましては一部が土壤汚染対策法に基づく形質変更時の要届出区域に指定されているという状況でございます。こちらの区域の中に計画地の中の一部でございますけれども、自然由来ではございますけれども、フッ素が確認されているということがわかってございまして、そのため今回造成工事中に伴う有害物質についても調査を実施いたしました。

5の1の31ページのところに調査地点を示してございます。

結果でございますけれども、5の1の33ページでございます。

表の5の1の22に有害物質の調査結果を示してございまして、いずれも指針値・参考値を下回っていたというところと、あと自然由来として確認されていたフッ素につきましては、不検出という結果でございました。

続きまして、騒音でございます。5の2の1ページからになりまして、5の2の2ページに建設機械の稼働に伴う騒音の調査地点を示してございます。計画地の南東側のナンバーAというところで建設作業騒音の調査を実施してございます。調査時期は5の2の3ページにお示したとおり、大気質同様に、工事開始5カ月目の平成30年12月13日に実施してございます。

調査結果が5の2の4ページでございます。

表の5の2の2に建設作業騒音の結果を示してございまして、最大で68デシベルという結果でございました。表5の2の3に評価書での予測結果と事後調査結果を比較してございますけれども、評価書での予測結果としては70デシベルと、今回の事後調査が68デシベルというところで事前の予測を下回り、なおかつ規制基準値も満足するという結果でございました。

続きまして、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音でございます。5の2の11ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらはAゲート、Bゲート、Cゲートという工事用車両の出入り口のところで工事用車両台数をカウントしているというところと、周辺道路のナンバー1、ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4の4断面で道路交通騒音の調査を実施いたしました。

調査時期は5の2の12ページでございまして、こちらも工事開始5カ月目の平成30年12月13日に実施いたしました。

調査結果が5の2の13ページでございます。

表の5の2の7に評価書での予測結果と事後調査結果を比較してございます。評価書での予測結果は62デシベルから65デシベルという結果でございまして、今回の事後調査結果は59デシベルから63デシベルというところで、各断面ともに予測結果を下回るという結果でございました。なおかつ環境基準についても満足しているという結果でございます。

続きまして、振動でございます。5の3の2ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらに建設機械の稼働に伴う振動の事後調査地点を示してございまして、こちら南東側のところで建設作業振動の調査を実施いたしました。

5の3の3ページに調査時期でございますけれども、工事開始5カ月目の平成30年12月13日に実施いたしました。

調査結果が5の3の4ページでございます。

表の5の3の2に建設作業振動レベルの結果をお示ししてございます。最大で52デシベルという結果でございました。

表の5の3の3に評価書での予測結果と事後調査結果を比較してございますけれども、評価書での予測結果58デシベルに対しまして、事後調査が52デシベルというところで、事前の予測を下回って、なおかつ規制基準値も下回っているという結果でございました。

続きまして、資材運搬等の車両の走行に伴う振動でございます。ページの5の3の9ページをごらんいただけますでしょうか。

先ほどの騒音と同様に、ゲートのところで車両の出入り調査と、それから各断面で道路交通振動の調査を実施いたしました。

5の3の10ページに調査時期を示してございますけれども、騒音と同様に、平成30年12月13日に実施してございます。

調査結果が5の3の12ページでございます。

表の5の3の7ページに評価書での予測結果と事後調査結果の比較をしております。おおむね評価書と同等あるいはそれ以下の事後調査結果でございましたが、一部事前の予測結果を上回るところがございました。まず、ナンバー1とナンバー2の夜間でございます。ナンバー1の夜間が予測結果が43デシベルに対して、事後調査が45デシベル、ナンバー2の夜間で予測結果が42デシベルに対して事後調査結果が46デシベルというところでございます。こちらなんですけれども、先ほど大気質のところでご説明させていただいたとおり、工事用車両台数としては事前の評価書で想定していた台数を下回ってございましたので、こちらにつきましては本事業以外の要因によるものだろうというふうに考えてございます。

それから、ナンバー3の昼間、こちら予測結果が39デシベルで、事後調査結果が44デシベルというところで、こちらの予測結果を上回っていたというところがございます。こちらなんですけれども、先ほど5の3の9ページのところで調査地点をお示ししてございますけれども、ナンバー3というのがかなり計画値に近いところの道路断面になってございます。そういうこともございまして、資料編になるんですけれども、資料編の21ページをごらんいただけますでしょうか。

事後調査報告書の後ろのほうに資料編がついてございます。同じ冊子の後ろのほうでございます。こちらに今申し上げた断面、3番の道路交通振動結果の詳細を示してございます。上の表とあと下にグラフがありますので、グラフのほうがわかりやすいと思うんですけれども、それぞれの時間帯ごとに振動レベルがどう推移しているかというようなことをグラフ化してございます。こちら見ていただくとわかるんですけれども、6時台から8時台とか、あるいは17時台以降とかは大体30デシベルぐらいで推移しているんですけれども、それ以外8時台から12時台とか、13時台から17時台ぐらいまでが振動レベルが高くなっているというような結果でございます。これは先ほど申し上げたとおり、道路断面が計画地に近いところで設定してございますので、建設機械振動のほうを拾ってしまっているんだろうというふうに考えてございます。特に12時から13時にかけて、また一時的に振動レベルが下がっているというところで、これはお昼休みで建設機械の稼働がなかったというような時間帯でございますので、そういったところから考えて、建設作業振動の値を拾ってしまっているんだろうというふうに考えています。基本的には道路交通振動が対象でございますので、道路交通振動以外の建設作業振動などは除外をするということをしてございますけれども、ちょっと今回の場所が計画地に近いということもございまして、こちらなかなか少し除外し切れなかったというようなところが結果としてあらわれているのかなというふうに考察をしております。

戻っていただきまして、最後の項目、地域交通でございます。

5の4の2ページに地域交通の調査地点を示してございます。ナンバーA、B、Cというそれぞれの工事用車両の出入り口のところで工事用車両の計測を行うというとともに、ナンバー1、ナンバー2、ナンバー3という周辺の交差点において交差点交通量のほうを調査してございます。

5の4の3ページに調査時期をお示ししてございまして、こちら同様に工事開始5カ月目の平成30年12月13日に調査を実施いたしました。その結果が5の4の5ページでございます。

表の5の4の3に周辺交差点における評価書での交通量の予測結果と事後調査の結果を示してございます。ナンバー1、2、3ともにおおむね評価書で想定していた結果と事後調査結果がおおむね同等程度得られているといったところでございます。

以上が今回ご報告する調査結果でございます。それ以外に6の2ページをごらんいただけますでしょうか。

今回の事後調査書ではまだ工事中でございますので、途中経過についてご報告をしているところになります。まず土壌でございます。土壌につきましては、先ほど計画地が土壌汚染対策法の形質変更時の要届出区域に指定されているということもございまして、土地の改変に当たりますとは、土壌汚染対策法に基づく形質の変更届けを提出した上で工事のほうをやってございます。それから、そういった土壌が周辺に飛散しないように、施工ヤード内の散水でしたり、車両のシート被覆だったり、タイヤ洗浄等を行っているというところでございます。

それから、6の3ページがこの廃棄物でございます。工事中の建設廃棄物につきましても、写真に示すとおり、分別を行ったり、あるいは建設汚泥につきましては、石灰系の改良を行うことによって適切に処分をしているというところでございます。

以上が事後調査書のご説明になりますが、引き続き工事がまだ進んでおりますので、こういった環境保全措置を進めながら工事を実施していくというような計画でございます。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

事後調査報告書についてご説明いただきましたけれども、今回の事後調査といっても、工事中の環境影響の予測と結果ということになります。一応大気質関係と騒音振動と地域交通、この3つの数値的な結果のご報告になると思います。そのほか土壌と廃棄物については途中経過を今ご説明していただきました。ということで、事後調査としては中間報告ということになりますけれども、この調査報告書につきまして皆様からご意見とか、それから質問でも結構です

し、コメントでも結構ですし、今後の何かアドバイス等がございましたらいただきたいと思えます。どちらからでも結構です。ご意見、ご質問、コメント、アドバイスありましたらよろしくお願いします。

取っかかりとして私からいきますかね。騒音振動を担当していますので、私のほうから少し述べます。事後調査の結論としては騒音については道路交通騒音も、それから建設工事騒音も予想したよりも低い数字で推移したということですね。交通量関係については予想したよりも実はちょっと少な目であったということでしたので、低い数字であったことを説明できるということだという説明、それで結構です。

あと、建設工事関係で何か苦情とか、そういったものはなかったかを事業者のほうにお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○出澤所長 特に近隣さんのほうからの苦情等はございませんでした。

○山本会長 はい、わかりました。

あと、最後の先ほどの道路交通振動のナンバー3のところは、建設工事の影響を受けているんじゃないかということですが、距離的には結構建設工事とは離れてはいるけれども、振動というのは地盤の構成によって意外と遠くのところで振動が高くなることもあり得るので、そういうことも多分あるのかなということですね。特に時間的な推移を見ると、工事中、人間が活動している時間帯で測定値が高くなっていて、それ以外は下がっているということですので、恐らくこれは建設工事と強い関連性があるということで、これも説明できるかなと思います。騒音は環境基準、振動関係ですと規制基準、これらを超えることもなく、しかも予測値以下の場合もあるし、以上であったとしてもそれは説明できる結果となったということで私のほうは了解いたしました。

はい、どうぞ。

○日原委員 車両台数の調査は12月13日は1日だけで調べられていますけれども、多分予測をした場合、100台ぐらい下回っている感じなんですけれども、この前後のほかの日も同じような台数じゃないですか。というのは、それがたまたまこの日が少なかったりすると、ほかの日でやったら、ほかの基準値は上回ってしまったりする場合もあるんじゃないかと思うんですけども。

○山本会長 いかがでしょうか。

○吉田課長 ご回答いたします。

ありがとうございました。まず、この事後調査を実施したのが平成30年の12月に実施したん

ですけれども、なぜこの日にしたのかというところからご説明させていただきますと、工事用車両の台数につきましては、月によっていろいろ変動がございますので、まず大きな工事工程の中からどの辺にピークが工事用車両の台数のピークが来るだろうということを月々追いかけていってございまして、それでこの平成30年12月というのがまず工事の全体の中での一番ピークが来るだろうというようなところからまず12月というふうに設定をいたしました。月ごとに工事用車両の台数については確認をしております、やはり結果的にこの平成30年12月というのが月の平均台数で言うとやはりピークになっているということは確認しております。その上でこの12月13日にしたといったところでございますけれども、その12月の工程を今度は週ごとに工程を追いかけていきまして、どの辺でやはり車両の台数が多くなるんだろうということを日々追いかけてながら、それで12月13日にダンプトラックですとか、あと生コンクリートですと打設ですとか、そういったところが予測されましたので、この12月13日に調査を実施したといったところになります。

その上でなんですけれども、やはり車両の台数は日々変動してございますので、委員ご指摘のとおり、日々の台数につきましては日報を用いまして検証しております。その結果なんですけれども、今回の事後調査の結果の大型、小型含めて399台というのが結果だったんですけれども、実態としては、この399台を上回る車両の台数が日報上では確認されているといったところではございました。台数的には事後調査日より60台多いというようなのがこれまでの日報上での最大の台数でございました。その台数60台を入れても評価書の見込みの台数は下回るわけでございますけれども、念のためその60台というものが走行したと仮定した場合に、今回の事後調査結果がどれくらい上回るのかといったところも検証しております、その60台がどの断面にどれだけ流れたかといったところはわからないんですけれども、仮に60台が全て例えばナンバー1だったとか、ナンバー3だったりとかいうところに走行したとしても、最大で0.7デシベル騒音のレベルが事後調査結果よりは上回るということになるんですけれども、結果としては問題なく環境基準値あるいは予測結果におさまっているというところまでは検証をしているところでございます。

以上でございます。

○日原委員 ありがとうございます。

○山本会長 よろしいでしょうか。

それじゃ、ほかの分野、ほかの委員の方から何か、はい、どうぞ、王先生。

○王委員 確認ですけれども、概要版の5の1のページの表の5の1の(1)の事後調査結果

の評価のところの一番上の大気質の……

○山本会長 概要版の何ページ。

○王委員 概要版の5の1の表(1)、一番上の最後の言葉ですけれども、調査期間中における浮遊粒子状物質の日平均値の期間最高値というのが書いて、0.039ミリグラム/立米と書いてあるけれども、今の事後調査報告書の5の1の5ページの9行目のところに同じ文言で0.058ミリグラム/立米となっているんですけれども、どれかが間違った表現ではないかでしょうか。後ろの表を見ると1時間。ちなみに資料の2ページのところのほうは多分12月7日の金曜日の夕方6時くらいのほうが一番最高値。1時間の最高値ではないですか。もしかしたら1時間。日平均値よりも1日の最高値ではない。1時間の最高値。

○山本会長 はい、どうぞ。

○吉田課長 ご回答させていただきます。失礼いたしました。事後調査書の5の1の4ページをごらんいただけますでしょうか。表の5の1の3に事後調査の結果を日別に示してございまして、浮遊粒子状物質の日平均値と日最高値の推移を示してございます。12月7日の金曜日でございまして、日平均値は0.039、日最高値が0.058というところになりまして、こちらが事後調査期間の7日間の中での日平均値が最大となる日あるいは日最高値の最大が出現した日がこの12月7日でございます。その隣の5の1の5ページのところで期間平均値の最高値が0.058というふうに示してございますのは、この12月7日の日最高値の0.058を参照させてございました。1ページのほうは日平均値の最高値の0.039を示してございまして、ちょっと不整合になってございまして、申しわけございませんでした。

○王委員 ですので、5の1の5ページができれば1時間の最高値ですよ。

○吉田課長 はい、そのとおりでございます。

○王委員 1時間の最高値、平均値の期間最高値と書いているので、それが間違っているのではないんですか。ちょっと表現が。

あとは下の表の5の1の5、予測と事後評価ですけれども、予測では0.046ですけれども、これが実際に事後結果では0.058、少し0.012高くなった理由は何かあるんですか。この点がですね。こここのところちゃんと事後評価の結果が低かったですけれども、この浮遊粒子状物質だけがちょっと少し高目ということは、理由をちょっと聞きたいんです。

○山本会長 じゃ、2つありますけれども、まず5の1ページのほうの間違いとか、不十分な説明のところは今後修正していただくということと、それから、5の1の5ページの今予測よりもちょっと高くなった点についての考察をいただきたいということですのでけれども、わか

る範囲でお答えいただければと思います。

○吉田課長 はい、ご回答いたします。

5の1の5ページの浮遊粒子状物質の予測結果0.046というのが、これは年間の平均の風向風速で予測をしているものを、こちらは年間を通じた年間の2%の除外値という値に換算したのがこの0.046というところになります。ですので、年間の2%除外値ということではございますけれども、ある程度年間を通じた結果を示しているというところになります。その一方で、今回の事後調査結果の0.058と言っているのが、この7日間の測定した1時間値の最も高い値が0.058でございまして、こちらが先ほどの予想結果は2%除外し、上位2%を除外した値、それに対してこの0.058というのが一番最も高い値ということで比較をさせていただきました。申しわけございません、本来であればこの0.046と比較させるのであれば、1時間値の最高値である0.058ではなくて、日平均値の最大となる0.039で本来は比較すべきだったかなと今思っております。ちなみにその上の二酸化窒素につきましては、予測結果が0.042に対しまして、日平均値の最高値である0.027とか0.036というもので比較をさせていただきますので、二酸化窒素と浮遊粒子状物質で少し比較する対象の値が不整合になってございました。そういったこともありまして、今回本来であれば浮遊粒子状物質につきましても、日平均値の最高となった0.039と0.046という値を比較すべきだったかなというふうに考えてございます。

○玉委員 そうですね、概要版は合ってますので、ぜひ概要版と同じように修正をお願いします。

○山本会長 ありがとうございます。

修正もしくは注釈を加えるかいずれかをしていただければと思います。

そのほか、どうぞ。

○四ノ宮委員 同じ大気質なんですけれども、5の1の32の有害物質の大気質につきまして、地点のナンバーAで平成30年12月10日から11日まで測定調査しているということですが、このときの掘削の工事の場所だとか、あと風向とか考慮してこのナンバーAでいけるということで判断されたのかどうかということをお聞きしたいです。

もう一つは、調査結果の中で、これは隣の33ページのほうになりますけれども、クロム、及びその化合物というのは指針値、今出ておりませんので、ちょっと記入することはできませんが、近隣のさいたま市でのモニタリング調査などはクロム及びその化合物ということでやられていると思っていますので、そちらと比べてどうなのかということをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山本会長 いかがでしょうか。

○吉田課長 ご回答いたします。

まず、1点目の掘削場所等々でございます。5の1の31ページに調査地点を入れてございます。今回このナンバーAという三角の地点で調査を実施してございます。掘削の場所でございますけれども、このナンバーAよりも当然北側の計画地の内側といいますか、そこら辺で掘削工事を実施してございます。今回調査期間が12月というところもありまして、一般的には北風が卓越するだろうというようなところもございましたので、今回この掘削範囲の風下側のナンバーAというところで調査をしたといったところになります。

それから、2点目の5の1の33ページのところで有害物質の調査結果がある中で、クロム及びその化合物につきましては指針値、参考値がないということで、近隣のさいたま市さんのモニタリングの結果でございます。こちら過去5年間ほどさいたま市さんのほうのモニタリング結果を確認させていただいたところ、ちょっと幅があるんですけども、最大でやはり0.006ぐらいの値は出ているというところまでは確認してございます。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ほかに。

はい、どうぞ。

○日原委員 今のところに関連してですけれども、フッ素の、これは自然に天然に存在する地域と言われているにもかかわらず、今回これが検出なかったというのはどういうことが考えられるんですか。

○吉田課長 ご回答いたします。

今回形質事業届出区域というところに指定されている中で、自然由来のフッ素があるといったところは確認されているんですけども、それが計画地の中に全てが確認されているわけではなくて、そこにある区画、本当にメッシュで切って調査をしている中で、本当のとある区画のところで一部フッ素が確認されているというところでございますので、今回の工事をしていくところでは結果としては何の問題もなかったといったところでございます。

○山本会長 よろしいでしょうか。

そのほか何かございますでしょうか。

地域交通どうぞ。

○小嶋委員 概要版のところでさっきもお話あったページと同じところで、おまとめいただいている表で5の概要版の冊子の5の3ページの一番下が地域交通になっているんですけども、そちらの2点目のところで、2地点でピーク時間帯が予測結果と異なったが、あとの説明の交差点流入交通量の相違が大きく、本事業に係る影響は小さいものと考えられるという説明なんですけど、ちょっとここがご説明がわかりづらいなと思うんですけども、こちらはいかがでしょうか。

○山本会長 いかがでしょうか。

○吉田課長 ご回答いたします。

ちょっと2点目のところの趣旨でございますけれども、まず事後調査書の5の4の5ページ、概要版ではなくて本編のほうですね。5の4の5ページをごらんいただけますでしょうか。

表の5の4の3に交差点交通量の評価書と事後調査の比較をしております、この例えばナンバー1の交差点ですと、評価書の時点ではピーク時間帯としては18時台を想定してございました。今回事後調査のほうは結果的にはピーク時間帯が17時台になったというところで、このピーク時間帯が異なったというところがございます。なぜピーク時間帯が異なったかといったところについて考察をしているのが、今の委員ご指摘のところになるんですけども、交差点流入交通量、いわゆる一般車両の交通量が予測した評価書のタイミングと今回の事後調査で変わっていたといったところになります。この交差点交通量につきましては、一般車両と今回の本事業の工事用車両の台数の合計の台数で調査をしておりますけれども、工事用車両の台数はそんなに変動がなかったんですけども、一般車両のほうに変動があって、ピーク時間帯がずれたのだらうということを考察として記載させていただいているというところがございます。

○小嶋委員 事業に関係する車両を調べて、それが関係してということもわかりやすく記載がされていたほうがいいのかと思います。

すみません、あと1点だけ、問題ないということを示されているんだと思うんですが、交差点交通量のところだけお示しいただいて、交差点需要率に関しては記載されていないんですが、余り交通量ふえてないということで問題ないことを確認をされているんだと思いますが、記載がされていないので、ちょっとそちらもお伺いできればと。

○吉田課長 ありがとうございます。もともと評価書のときに交差点の需要率については算出してございまして、問題ないというところは確認してございます。今回評価書の台数と事後

調査の台数がほとんど変わらなかったため、従前の需要率とそんなに変わらないだろうということで、ちょっと計算しておりませんでした。ご指摘のとおり、今回の事後調査についても需要率を算出して記載すればよかったなというふうに今ご指摘聞いて思いましたので、今後はそのように配慮させていただければと思います。ありがとうございました。

○山本会長 よろしくお願ひします。

ほかに何かご意見、ご質問、アドバイス、コメント等ございましたら。

渡辺さん、どうぞ。

○渡辺委員 本編5の3の12ページになります。これの5行目、資材運搬等の車両台数については予測条件と比較して事後調査時の大型車両台数及び合計車両台数が少なかったため、ナンバー1の夜間、2の夜間の予測結果を上回った振動については本事業以外の要因によるものと考えられるという記載となっておりますけれども、ちょっとこの表現がわかりづらいというか、そもそも振動レベルとしては上回ったと。ただ、これだと工事車両としては少なくなっている。それなので、本事業以外ということにはなろうかと思うんですけども、そもそもこの夜間という時間設定が表5の3の7のところは19時から8時ということになっておりまして、少なかったというよりは、ほぼ寄与していなかったところになろうかと思いますが、このあたりどういうのがよいのか、あるいはほとんど寄与していなくて、一般走行車両による影響によるものが大きいと、そういう表現のほうがよいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○山本会長 はい、どうぞ、いかがでしょうか。

○吉田課長 ご回答いたします。

ありがとうございました。5の1の16ページからをちょっとごらんいただきたいんですけども、5の1の16ページから18ページにかけては、工事用車両の出入り口、工事用ゲートのところでカウントしている工事用車両の走行時間帯になります。こちらの時間帯のうちに振動の夜間の時間区分で言いますと、19時から8時までというところになりますので、例えば5の1の16ページのこちらAゲートで示しているところでございますと、19時から翌8時にかけては今回の本事業の工事用車両については出入りしていないというところでございますので、委員ご指摘のとおり、全く寄与していないといったところが事実であろうとは思ひます。

一方で、5の1の17ページのところのこのBゲートなんですけれども、夜間の時間帯区分で言うと19時から22時までの間はもう工事用車両の出入りはないというところなんですけれども、朝方の6時から8時台にかけては一応本事業の工事用車両の出入りが見られるというところもございまして、全くゼロではなかったといったところがございましたので、今のような表現

をさせていただいているといったところでございます。

○山本会長 よろしいでしょうか。

そうか、夜間という時間帯は19時から8時か、早朝のね。そうすると、夕方はほとんど走らないけれども、早朝にそれが通ったということなんですね、少しね。わかりました。

これは中間報告、事後調査報告書ですけれども、令和5年に最終的な報告書をまとめて書かれるときには、そのあたりわかりやすく記述していただければと思います。今日の質問、ご意見等を十分勘案していただいて、また最終的な報告書のところでは記載をしていただければと思っています。

ほかに何かございますでしょうか。予定より随分早く進んで、まだ時間がたっぷりある。いいですか。

じゃ、もう一つか2つだけ。

○山口委員 基本的には大体予測の結果に近い、もしくはそれよりも低いということで、おおむね順調に進んでいるということだろうというふうに理解できたんですけれども、今後どういったことが予測外のこととして起こり得るのかなと。どういうことを何か今のところ想定しているのかなという。このままやっておけば全く問題ないですということなのか、それともこういうのがちょっと懸念されると、そういったところがもしあったら。ないというならいいと思うんですけども。

○吉田課長 ご回答いたしますが、ちょっとお答えしにくいところではございますが、基本的に予測というものは、工事期間中の最大となるような条件設定をして、かなりそれも安全側を見て予測をしてございますので、基本的にはその予測を上回ることはないだろうと。今回その事後調査につきましても、先ほど申し上げたとおり、全体の工事工程を見ながら、ここが工事中の最大の影響になるだろうというところを見計らって今回調査をしていますので、それでいて予測結果を下回っているというところが大体確認できましたので、基本的には大きな環境影響というものは想定されないのかなというふうには考えているところではございます。

ただ、やはりいろんな条件のところでは近隣の方々がどういうふうに思うかといったところは非常に感覚的なところもあろうかと思っておりますので、条件としては多分ないとは思ってはいるんですけども、そういった方々の感覚的なところもございますので、引き続き環境保全の配慮はずっと継続して実施するというところではございます。回答になってないかもしれませんが、以上でございます。

○山本会長 じゃ、深堀委員、どうぞ。

○深堀委員 私から2つほど。まず、ほかの先生方からも結果が予想を上回っているところについては考察をということが幾つかありましたけれども、1つは粉じんの状況のところ、ここも5の1の26のところでは降下ばいじんの経過で、Aのところでは予測は上回っている。それは考慮してない計画地以外からの発生源によるものと考えられるとあるんですけども、これそうなんでしょうけれども、実際に計画地以外で工事現場だとか、あるいは道路だとか、どういう発生源というのをちょっと想定しているのか。それがリーズナブルに説明できるのかというのがちょっと曖昧かなというふうに思いました。

それと、ちょっと違う点なんですけれども、もう一つは、2ポイントだけ言ってしまいますと、5の1の20のところ、表の5の1の15というのがありますけれども、ここも私、読んでいてちょっと説明したい意味が伝わりにくいなと思った点がありまして、表の上のほうに車両の使用に関して、一番上と2番目のところの関係がちょっとわかりにくいなと思っています。一番上は埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合する、徹底すると書いてあって、右側で使用した。2番目は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努めるとあって、右側に努めたというふうになっているんですけども、ここが最新のというのは何年のどういう規制のことなのか、それから、努めるというのは上のほうは徹底するですから、基本的にそれを使用したと。努めるというほうはどのぐらいの割合、これを努めて使用できたのかというところが曖昧ではないかなというふうに思いました。その2点もし何かあれば教えていただければと思います。

○山本会長 じゃ、ご回答いただければと思いますけれども。

○吉田課長 ご回答いたします。

まず、1点目の粉塵の計画地外の発生源につきましてなんですけれども、計画地の北側のほうで今工事のほうは実施されているというところまでは確認してございますけれども、ちょっと具体的にどのような、どの期間、どのような工事を実施していたかといったところはまだちょっと把握してございませんでした。申しわけございませんが、ちょっと現状のご回答としては以上でございます。

2点目の5の1の20ページのところですね、最新の排出ガス規制の適合車の使用に努めたというところなんですけれども、どのくらい使ったのかというところまではちょっと確認していないというところがございますけれども、意図といたしましては、排出ガス規制につきましては単体規制のところでは強化されていたりとかすることがございますので、そういった単体規制の新しい排出ガス規制を図ったような車両が市場に流通しているような場合には、なるべくそ

れを採用していくところで努めるという表現をしたところでございます。意図としてはそのようなことではございました。

○山本会長 確かに読んでみるとちょっと違いがわかりにくいなというところが……

○深堀委員 努めたと書いてあるので、結果として何かあったのかなと思います。

○山本会長 ありがとうございます。

じゃ、大体ご意見も尽きたと思いますので、次の案件に移りたいと思いますさいたま市大宮地区北袋町1丁目計画の事後調査報告書に関する審議はこれで終わります。

事後調査結果というのは非常に大事で、予測が当たったのか、外れたのか、そして合ったら合ったら、それはなぜあったのか。外れたら外れたらなぜ外れたという十分な考察をしていくことによって、もっと先の予測技術、評価技術もよくなっていくだろうということです。この事後調査報告書というのが非常に大事な位置づけになっていることをご了解いただければと思っています。

それでは、この北袋関係についての審議はこれで終わりとさせていただきます。

ここで一時休憩を挟んで、10分ぐらいでよろしいですかね。10時55分ぐらいからスタートということにさせていただきます。

それから、一部の委員の先生方におかれましては、所用のため退席となりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、10時55分からスタートしますので、それまでの間休憩に入りたいと思います。

どうもありがとうございました。

午前10時45分 休憩

午前10時54分 再開

○山本会長 それでは、時間が来ましたので、後半に入りたいと思います。

委員の先生方で午後に授業、講義等がある方がいらっしゃいますので、適当な時間で退席されて結構ですので、よろしくお願いします。

それでは、(仮称)DPL浦和美園新築計画における事業者及び関係者の紹介並びに環境影響評価の現状状態についての説明を事務局からお願いしたいと思います。

○和田係長 次にご審議いただきます(仮称)DPL浦和美園新築計画の事業者及び関係者をまずご紹介いたします。

事業者として、大和ハウス工業株式会社より、埼玉支社流通店舗事業部設計部、福岡次長。

○福岡次長 福岡でございます。よろしくお願いいたします。

○和田係長 東京本社建築事業部設計部、伊藤次長。

○伊藤次長 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○和田係長 東京本社建築事業部工事部、持丸担当課長。

○持丸課長 よろしく申し上げます。

○和田係長 東京本社建築事業部第三営業部、伊藤様。

○伊藤 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○和田係長 続きまして、施工者、コンサルタント会社の紹介につきましては、事業者からお願いいたします。

○福岡次長 それでは、私、大和ハウス工業の福岡からコンサルティング会社並びに施工者についてご紹介を簡単に申し上げます。

まず、設計施工で今回お仕事をお願いしておりますけれども、株式会社福田組の工事所長をやっていただきます土屋様でございます。

○土屋所長 土屋です。よろしくお願いいたします。

○福岡次長 あわせまして、設計のほうを担当いただきます小谷係長でございます。

○小谷係長 小谷です。よろしくお願いいたします。

○福岡次長 続きまして、コンサルティングをお願いしております株式会社環境管理センターの部長、斉藤様でいらっしゃいます。

○斉藤部長 斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

○福岡次長 あとお一方、同じくコンサルティング会社の塚田課長でございます。

○塚田課長 環境管理センター、塚田と申します。よろしくお願いいたします。

○福岡次長 以上のメンバーで本日ご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

○和田係長 次に、環境影響評価手続についてご説明いたします。

資料6をごらんください。

(仮称) D P L 浦和美園新築計画の事業概要でございますが、市の環境影響評価条例に基づき手続が行われているものでございます。

都市計画特例の適用はございません。

事業者は、大和ハウス工業株式会社、対象事業の種類は大規模建築物の建設でございます。

事業実施区域は緑区美園1丁目地内、事業規模でございますが、延べ床面積約9万542平方

メートル、関係地域は事業実施区域から 1.5 キロメートルの範囲で、緑区、見沼区及び岩槻区の一部が含まれます。

手続状況でございます。平成 30 年 12 月 25 日に調査計画書が提出、平成 31 年 4 月 26 日には調査計画書に対し市長意見が公布されております。

令和元年 7 月 1 日には準備書が提出されましたので、同年 7 月 16 日から 8 月 30 日までの間、環境保全の見地からの意見を募集しましたところ、意見の提出はございませんでした。

その後、同年 9 月 25 日に委員会が開催され、本日の審議会の開催となっております。

本日の審議を経て、審議会答申がなされた後に、準備書に対する市長意見につきましては 12 月下旬に予定をしております、その後、評価書が提出される予定となっております。

また、事業概要及び準備書につきましては、事業者であります大和ハウス工業株式会社様のほうからご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○塚田課長 では、私環境管理センターの塚田のほうから、今回の準備書の内容についてご説明をさせていただきます。

お手持ちにお配りしております資料で（仮称）D P L 浦和美園新築計画環境影響評価準備書の要約と、本日の日付、大和ハウス工業株式会社というやつが 1 冊ございますかと思いますが、こちらのほうでご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料をあけていただきまして、2 ページ目に事業計画の概要について、事業者の名称と対象事業の名称、それから種類について記載をさせていただいております。今回、大規模建築物の建設ということで準備書をつくらせていただいております。

3 ページ目、ごらんいただけますでしょうか。

計画地の位置になりますが、計画地は埼玉スタジアムの北西側、東北自動車道の東側に位置しております。

括弧内のページ、左下でございますが、これは準備書のページを示しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

下にあるのが航空写真でございます。

ページをめくっていただきまして、4 ページ目、左上でございますのが今回の実施予定期間でございます。今年度末から工事を開始しまして、2021 年度末竣工予定でございます。

下でございますのが配置図になります。建物を南側に寄せまして、周辺への影響を軽減を図る配置としております。

続いて、右側の 5 ページ目、上段にありますのが立面図の埼玉スタジアム側から見た立面図

になります。下の立面図のほうにつきましては、その反対側、北側のほうから見た立面図でございます。

続いて、6ページ目、左上のほうにございますが、緑化計画図になります。緑化計画にしましては、美園都市デザイン方針というのがございますが、それに沿いまして、まちの入り口とされている計画地北側の市道沿いに高木などの緑化を施す計画でございます。緑化率は15%です。

続いて、下の図でございますが、動線計画でございます。大型車は北側の入り口から入庫しまして、南東側の交差点に近いところの出口、あと北側の出口より出庫する計画でございます。

続いて、7ページ目のほうの上段にございますのは主要な車両の走行経路になります。供用時並びに工事中、両方とも同じ経路を使う予定でございます。東北自動車道の東側のほうから南下しまして、そちらから左折して入庫、それから帰りも同じような形で、南側に向かっただいて、途中、北側に向かうところは迂回していただいて、北に向かうような経路でございます。

あともう一つ、市道のほうですけれども、541号線という、今回の計画地の左端側のほうにございますが、こちらのほうも工事中並びに供用時に車両を使う予定でございます。

続いて、下の段にございます工事工程でございますが、工事工程は下に示しているとおりでございます。

建設機械の稼働、年間の大気質のピークは2カ月目から13カ月目でございます。騒音・振動のピークにつきましては、工事開始後の4カ月目のくい工事、基礎工事のころと予定しております。あと、資材運搬車両のピークにつきましては、5カ月目が一番ピークになろうというふうに考えておる次第です。

続いて、めくっていただきまして、8ページ目ですが、下にございますのが今回環境影響評価項目として選定した項目を記載させていただいております。丸印の項目について、予測評価を行わせていただいております。調査計画書に対する知事意見に対しまして、事業者見解ということで、準備書の7章に記載させていただいておりますが、ちょっときょうは割愛させていただきまして、その中のご意見を反映した内容を準備書のときに網羅させていただいております。

続いて、9ページ目になりますが、こちらのほうから大気、騒音、振動に関しまして、それぞれ工事中と、その後に供用後についてそれぞれまとめさせていただきましたので、こちらの方のご説明をさせていただきます。

まず、工事中でございますが、大気質でございます。

下の図につきましては、工事開始2カ月目から13カ月目における二酸化窒素の予測結果、負荷濃度でございます。南西側のほうに最大値が出現するというふうに考えております。

続いて、10ページ目の上段でございますのが浮遊粒子状物質の予測結果でございます。

その下に表でまとめさせていただいておりますが、上段に二酸化窒素、下段に浮遊粒子状物質のそれぞれ最大負荷濃度並びに近隣住居、四角の部分ですけれども、あと、それから星印の埼玉スタジアム公園内ですね、それぞれの予測地点の結果をこちらのほうでまとめさせていただいております。赤で囲ったところが日平均値になりますが、こちらのほうの予測結果につきましては、整合を図るべき基準を満足しているというふうに考えております。

今回、現地における大気質の把握のため、比較的濃度の高い昼間の1カ月間を計画地内で調査を行いまして、現地調査の結果と周辺の常時監視局との測定値を比べましたところ、東北自動車道の沿道に近い自排局ですが、西原測定局というのがございますが、そちらの結果と類似しているということから、バックグラウンド濃度は西原測定局の値を使用させていただいております。

続いて、11ページ目の上段のほうには、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果、下段には振動の予測結果を示させていただいております。両方とも北側のほうに最大値が出現すると考えておりまして、先ほどお話ししましたように工事開始4カ月目がピークというふうに考えております。

続いて、ページをめくっていただいて12ページ目のほう、上段でございますが、これが建設機械の影響について、騒音と振動をまとめさせていただいた表でございます。

ピーク時における騒音・振動のレベルは規制基準値を満足しております。

なお、近隣住居における騒音の予測値を環境基準のB類型と、それから埼玉スタジアム公園内の騒音の予測値を環境影響に関する屋内指針に定める会話程度の基準と比較しますと、公園内の騒音レベルは高いですけれども、現地で測定した昼間の等価騒音レベルが47から51デシベルでございますが、それと大体似通った値だったというふうに考えております。

建設機械の稼働に伴う環境保全のための措置といたしまして、低排出型、対策型、低騒音型、低振動型の建設機械の使用に極力務めてまいりたいと考えております。その他、こちらにごらんいただいております環境保全等の措置を講じまして、さらなる軽減を図る予定でございます。

13ページ目のほうからは、資材運搬車両の走行に伴う予測結果について示させていただいております。先ほどお話しさせていただいたように、主要走行ルートにおけるナンバー1、ナ

ンバー 2、ナンバー 3 の地点で予測を行っております。ナンバー 1、ナンバー 2 につきましては、東北自動車道の東側のほうで予測を行っております。

そちらの結果につきましては、13 ページの下の表にございますように上段が二酸化窒素、下段が浮遊粒子状物質で、それぞれ日平均値をごらんいただきますと、整合を図るべき基準を満足しているというふうに予測しております。

続いて、14 ページ目、上の段に騒音・振動の予測結果について、資材運搬車両のですね、予測結果について示させていただいております。資材運搬車両による予測結果は、東北自動車道の側道でもある国道 122 号線の予測地点、ナンバー 1、ナンバー 2 で騒音レベルの基準値を上回っておりますが、現地で測定した現況の昼間の等価騒音である基準値も、既に目標にございますように超えておりまして、予測結果との差は 0.1 デシベル程度ということでございました。ほぼ変わらないということでございます。

資材運搬車両の環境の保全のための措置といたしましては、搬出入が一時的に集中しないように計画的かつ効率的な運行管理に努めてまいります。そのほか、こちらに記載しているようなことを講じて軽減を図っていきたく思っております。

続きまして、15 ページ目の上段のほうには、造成工事に伴う降下ばいじんの予測を行わせていただいております。それぞれ予測結果については、近隣住居並びに埼玉スタジアム公園内で予測を行っておりますが、整合を図るべき基準を十分下回った値でございました。

こちらの環境保全のための措置としましては、工事中の散水やカバーシートの使用等により、粉塵の飛散を低減してまいりたいと考えている次第でございます。

続いて、16 ページ目、供用時です。大気質、騒音、振動の供用後、施設ができ上ってから予測結果について記載をさせていただきました。

まず初めに大気質ですが、施設の稼働に伴う影響としまして、場内を走行する自動車を発生源として大気質の予測を行っております。16 ページ目にあるのが二酸化窒素、17 ページの上段にあるのが浮遊粒子状物質の予測結果でございます。

その下に、17 ページの下に表でまとめさせていただいておりますが、それぞれの地点におきまして、日平均値は整合を図るべき基準を満足している値でございました。

続いて、18 ページ目が今度は施設稼働に伴う騒音の予測結果でございます。設備機械並びにランプなどを含む場内を走行する自動車を発生源として予測を行っております。こちらに、上段に示しているのは設備機械の稼働に伴う予測結果になります。それと、下段のほうで示させていただいておりますのがそれぞれまとめさせていただいた表になりますけれども、まず敷

地境界におきましては整合を図るべき基準を満足しているということと、あと、近隣住居、それから埼玉スタジアム公園内におきましても、それぞれ昼間、夜間において整合を図るべき基準を満足しているというふうに考えております。

環境保全のための措置としまして、アイドリングストップなどのリーフレットを掲示しまして、関係車両の運転者に対し、アイドリングストップ等の啓発を行ってまいります。そのほかさまざまな環境負荷の低減を図り、環境保全のさらなる低減を図っていききたいというふうに考えておる次第です。

19 ページ目の下にございますのが供用時の自動車交通の発生の予測地点です。先ほどの工事と同じ場所になります。

予測結果が 20 ページ目の上段に、大気質の予測結果を示させていただいております。こちらの日平均値というのが整合を図るべき基準と比較すべきものですが、それぞれ二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン系炭化水素、基準値をクリアできている、満足できていると考える次第です。

20 ページ目の下には自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果、それから 21 ページ目の上段には振動の予測結果を示しております。供用時の関係車両による予測結果は、東北自動車道の側道でもある国道 122 号線の予測地点でのナンバー 1、ナンバー 2 で騒音レベルの基準値を上回っておりますけれども、現地で測定した等価騒音レベルも基準値を超えておまして、将来基礎交通量における予測結果との差については 0.3 デシベル程度と非常に軽微であったというふうに考えている次第でございます。

振動に関しては全てクリアして、問題ございません。

自動車交通のための環境保全のための措置といたしましては、関係車両による入庫待ちが起きないように、場所の空き状況を運転者に知らせる仕組みを取り入れてまいります。そのほかこちらに記載させていただいたような環境保全のための措置を講じ、さらなる軽減を図ってまいります。

続きまして、景観のほうのご説明を 22 ページ目以降にさせていただきます。

ごらんいただいております計画地を含む周辺の 7 地点から、景観の眺望についてモニタージュ写真を用いて予測を行っております。

23 ページ目には浦和美園歩行者専用道路という、駅のすぐそばですけれども、こちらのほうから見た眺望、上段が現況、下段がモニタージュ写真を用いた供用時の写真でございます。

こちらのポイントにつきましては、埼玉スタジアムの背後に計画地が来ますので、こちらで

は全く見えないというような状況でございました。

続いて、24 ページ目、こちらは計画地の西側のほうにあります尾ヶ崎新田自治会館というところからの景観になります。ちょっとごらんになりにくいのですが、下のほうに埼玉スタジアムの右側のほうに計画地が若干、はっきりとはではありませんが、可視が少しできるような状況です。

続いて、25 ページ目、計画地の北東側にございます美園 1 丁目第二公園からの景観でございます。上段が現況、下段が供用時になります。右側に計画地があらわれますが、周辺環境に配慮した外壁の色彩を採用することから、周辺環境と調和が図れると予測しました。

続いて、26 ページ目、埼玉スタジアム公園からの景観でございます。樹木の背後に計画建物があらわれますが、周辺環境に配慮した外壁の色彩を採用することにより、調和が図れると予測しております。

右にございます 27 ページ目の上段が寺山陸橋からの現況の写真です。下段が供用時になりますが、埼玉スタジアムにかわりまして計画建物があらわれるというふうに考えております。

続いて、28 ページ目、計画地の西側、東北自動車道よりもさらに西からのさぎ山記念公園というところからの景観でございます。東北自動車道の西側については、ほとんど計画地を可視することができませんが、この公園からも同様でございました。

それから、隣の高畑陸橋、29 ページ目の高畑陸橋からの景観につきましても、先ほどの寺山陸橋からの北側の眺望でございますけれども、埼玉スタジアムにかわって計画建物があらわれると。ただ、眺望の変化はほとんどないというふうに考えております。

30 ページ目に景観の環境保全のための措置について記載をさせていただいております。計画建物については、住宅から景観に配慮し、可能な限り南側に配置する計画としました。そのほか色彩についても配慮しまして、軽減を図っていきたいというふうに考えておる次第です。

続いて、31 ページ目、自然とふれあいの場についての予測結果です。下にございますとおり、自然とふれあいの場としては、周辺にいろいろ眺望もあるルートとかございますけれども、そのほか埼玉スタジアム公園内が自然とのふれあいの場となっておりますが、現地調査の結果から、埼玉スタジアム内以外の自然とふれあいの場の利用者というのは極めて少なく、大気質、騒音、振動、これからご説明する地域交通との影響も軽微であるということから、自然のふれあいの場への影響も軽微というふうに考えている次第でございます。

続きまして、32 ページ目、日照障害についてのご説明でございます。1 年中で影が最も長いとされる冬至日について予測を行っております。

32 ページ目の下段が時刻別日影図でございます。左のほうから8時、右のほうに16時というふうに影は落ちてまいります。

33 ページ目の上段が等時間日影図でございます。北側の道路側に若干影は落ちますけれども、それ以外は1時間未満の影というふうに考えております。

その33ページの下に法令に基づく等時間日影図を記載しておりますが、そちらの影については、北側の道路のところまでは落ちますけれども、それ以外のところには影は落ちないというふうに考えている次第です。

34 ページ目のほうに日照阻害のための、今回の環境保全のための措置について記載をさせていただきます。可能な限り南側に配置する計画でございます。

続きまして、35ページ目、電波障害についてのご説明をさせていただきます。

35 ページ目の下は、地上デジタル放送の遮蔽障害の予測範囲を示させていただいております。矢印で示しているのが電波の到来方向です。それぞれ緑、オレンジで記したのが東京スカイツリー浦和局の今回の遮蔽障害の予測結果です。ほとんどが計画地内に落ちるというふうに考えております。

続いて、36 ページ目のほうの衛星放送の遮蔽障害ですけれども、こちらの先ほどのデジタルと同様、遮蔽障害はほとんど計画地内に落ちると考えております。

環境保全のための措置としましては、計画建物に起因して電波障害が生じた場合には、現地調査を行い、適切な障害対策を講じてまいりたいと考えている次第でございます。

続きまして、37 ページ目、廃棄物についてのご説明をさせていただきます。

まず初めに、工事に伴う廃棄物の排出量ですが、こちらにあります表のような形で予測を行っております。環境保全のための措置としましては、工事中に発生する産業廃棄物等につきましては、法令、要綱等に基づき、発生抑制を努めるとともに分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ってまいります。

続いて、38 ページ目、上段が工事に伴う残土の発生度になります。それぞれ発生量、埋め戻し量、計画地以外の発生量ということで、予測を行っております。

環境保全のための措置としましては、掘削工事に伴う建設発生につきましては、要綱、条例等に基づきまして、処分地を明確にし、適切に処理、処分を行ってまいります。

下段におきますのは、施設の稼働、人の利用に伴う廃棄物の排出量でございますが、大体1日当たり16.8キログラムを発生量として予測しております。

環境保全のための措置としまして、共用部から発生する廃棄物等については、排出量削減の

啓発に努めるとともに、再利用可能については分別回収を徹底し、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ってまいります。あと、各テナントから発生する廃棄物等につきましては、関係法令等を遵守して適切に処理するよう啓発するとともに、資源の有効利用、再利用が図れるよう、啓発に努めてまいります。

続いて、39 ページ目のほうに温室効果ガスの予測結果について述べさせていただいております。

二酸化炭素の発生量については、こちらの下段の表にあるとおりでございます。

保全のための措置としまして、ふんわりアクセル e スタート、アイドリングストップ、早目のアクセルオフ等について、エコドライブを励行するよう啓発をしてまいりたいと考えております次第でございます。それら啓発を図って、軽減を図ってまいります。

続きまして、40 ページ目、コミュニティについての予測結果です。周辺のコミュニティ施設としましては、埼玉スタジアム公園並びに周辺に会館等ございますが、埼玉スタジアム内以外のコミュニティ施設の利用者というのは極めて少なく、大気質、騒音、振動、地域交通の周辺への影響も軽微であるということから、コミュニティ施設への影響も軽微であるというふうに考えている次第でございます。

最後に、地域交通について、41 ページ目のほうに記載をさせていただいております。

まず初めに、工事中の資材運搬等の車両の影響でございます。それぞれの走行ルートの交差点について、需要率の予測を行っております。こちらにございますナンバーAからナンバーDまでについて予測を行っておりますが、ナンバーAに関しましては、信号のない交差点ということで、需要率の計算ができませんけれども、交差点に流入する余裕交通量について算定を行いましたが、十分余裕ありという結果でございました。そのほか3地点につきましては、現況並びに工事中について、それぞれ十分混雑が始まるという需要率0.9を十分下回る数字でありました。

42 ページ目のほうに、上段のほうに環境保全のための措置としまして、資材運搬車両の走行に伴う車両につきましては、搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努めてまいりたいと思っております。そのほかこちらに記載させていただいているようなことを講じまして、軽減を図ってまいりたいと考えている次第です。

42 ページ目の下段には、供用後の自動車交通の発生に伴う影響について、同じ交差点で予測を行っております。先ほどの工事中と同様に、需要率につきましては十分下回るような予測結果でございました。

43 ページ目の上段に周辺の歩行者、自転車の交通量を現地調査を行わせていただきました。委員会の調査計画書のときに意見が出まして、こちらのほう調査を行わせていただいた次第でございます。それぞれ計画地の北東側のほうの交差点ですけれども、アからケに関しまして、それぞれ矢印で示したところの交通量を現地調査を行いましたところ、例えばアを見ていただきますと、平日 11 時台が一番ピークで、このときは 77 人ぐらいですね。休日につきましては 19 人程度。イベント時におきましては、サッカーの試合がございますので、埼玉スタジアムでサッカーの試合が行われましたとき、イベント時、これは 18 時というのは試合が終わった後です。直後に非常に人の流出が多くて、このときに 1,600 ということで、約 100 倍程度ちょっと伸びているというような調査結果でございました。

そのほかカとか、それからキとかクに関しましては、非常にふだんの平日、休日よりもイベント時において急に混雑がありますけれども、ちょっと注目していただきたいのは、エというところですね。今回の計画地の北側になりますが、こちら車両の出入り口になっているんですけども、平日が約 3 人程度、それから休日で 17 人と非常に少ないです。イベント時においても、ここは、ここを通過して帰られるということはございませんので、21 人程度という非常に少ない歩行者でございました。

環境保全のための措置といたしましては、関係車両による入出庫待ちが起きないように、バースの空き状況を運転者に知らせる仕組みを取り入れてまいりたいと思っております。あと、歩行者の安全確保をするため、車両の出入り口には出庫灯の設置を検討してまいります。周辺が混雑するイベント時などにおいては、歩行者及び自転車の通行に配慮し、埼玉スタジアム側の出入り口を極力使用せず、歩行者、自転車の通行が少ない市道北側ですね、先ほど調査結果を示させていただいた市道からの出庫に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

最後に 44 ページ目、事後調査の項目について記載させていただきました。こちらにごらんいただいている項目について、事後調査を行ってまいりたいと思っております。

一番最後でございますが、準備書に対する説明会を実施させていただきました。平日、休日の各 1 回行わせていただいておりますが、延べ人数として参加者が 3 名程度でございます。ご質問等はございませんでした。また、住民等からの意見書についても応募しておりましたけれども、1 通も寄せられていないという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、準備書のほうの説明をさせていただきました。

○山本会長 ありがとうございます。

次に、委員会意見の報告に移ります。

委員会での審議結果につきまして、渡辺委員長からご報告をお願いしたいと思います。

○渡辺（季）委員 そうでしたら、資料7及び8をごらんください。

環境影響評価技術審議会の委員会として、資料7の5名のメンバーによりまして、令和元年9月29日、審議いたしました。

以降、資料8ページの結果となりましたので、報告いたします。

1番、総論としまして、当該事業を行うに当たって入居する全てのテナントには、周辺の環境に配慮するように周知することが望ましい。また、当該事業予定地が美園都市デザイン方針対象地域での建築物の建設であるため、周辺地域との情報共有や交流を行うことにも考慮するとよい。

2番、各論としまして、まず大気質。建設機械稼働に伴う大気汚染物質増加の抑制のため、排出ガス基準に適合した車両の使用やアイドリングストップ等を実行することを厳守すること。2つ目、施設稼働に伴う予測は東側の敷地境界で環境基準を達成しているものの、比較的高い数値で推移していることから、事業者がテナントに排出ガス規制適合車の使用、アイドリングストップ等の実行を要請することが望ましい。

騒音については、道路交通騒音の予測について、東北自動車道と国道122号線の東側のみで行っている理由を記載するとよい。市道P541号線は、車線数によって環境基準が異なるため、車線数を図示したほうがよい。暗騒音と重合した施設の稼働に伴う等価騒音レベルは、施設からの騒音の寄与で考え、会話妨害はなしとしたほうがよい。

温室効果ガスについては、温室効果ガス等の削減に関する省エネ対策について、具体的に記載すること。

地域交通、コミュニティについては、テナントの増減により交通量増加等の影響が大きくなることが予測されるため、この状況を十分考慮すること。

委員会報告は以上となります。

委員会に出席された委員の皆様で、この意見書に補足事項等ございましたらお願いいたします。

○山本会長 よろしいですか。

○渡辺（季）委員 以上になります。

○山本会長 ありがとうございました。

これからの作業というのは、この準備書についていろいろな意見をいただいて、市長への答申案をつくるという、そういう作業になりますので、さまざまご意見をいただき、そしてより

よい評価書をつくるためにどうすればいいかということを検討していただくこととなります。

それで、先ほど渡辺委員長にもご紹介ありましたけれども、この白い要約書の8ページに環境影響評価の選定というのがありまして、委員会のほうのメンバーをざくっと見ますと、大気質、騒音・振動、それから日照障害、電波障害、廃棄物、温室効果ガス、コミュニティ、地域交通。一応、景観と自然とのふれあいの場を除いて、専門的な立場からご意見をいただいております。

ということを前提にしまして、さらにお気づきの点、ご意見等をお願いしたいと思います。中座される方もいらっしゃると思いますので、その辺の方々を優先して意見を述べていただければと思います。

それでは、お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○伊藤委員 東洋大学の伊藤と申します。

今回のこの評価では、動物とか植物関係の重要性は特にないということで、重視されていないという表記をどこかで見たような覚えがあるんですけども、その重要なでないというところと、ここの準備書に載っている3-51あたりから始まるところとの表記の関連性、どういふところを見ると重要なでないということがわかるのかをちょっと確認したいなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○山本会長 今の質問について、事業者のほうでお答えしてください。

○塚田課長 それじゃ、私、環境管理センターの塚田から回答させていただきます。

3-51 ページ以降については、周辺の動植物ということで記載をさせていただいておりますが、当該地、ご存じかと思いますが、全てちょっと造成地でございます、区画整理事業を行った上での造成地でございますので、現況も今全く平地のままになっております。特に取り壊す作業もございませんので、こちらのほうに工事開始するということで、周辺も非常に交通量の多い東北自動車道等走っておりますしということもありまして、動植物関係の項目についてはちょっと今回は除外させていただいた次第でございます。

○山本会長 よろしいでしょうか。

基本的にはですね、この計画書の段階で環境要因を選定するんですけども、その前に現状のこの地域に関する環境情報というものを全部集めなさい。それは指針のほうに書いてあって、それを書いているわけですね。その中から環境影響評価として選定して実施するものについて選ぶ。そしてやり方については調査計画書のほうで選ぶということになるんですけども。

その選んだものについて、準備書のほうで予測評価をするということになっています。

ですから、動物、植物、今回全くなくて寂しいという気持ちは非常にわかるんですけども、残念ながら今回の場合はもう既に更地となった場所ということになっていますので、新たに造成をしたり伐採をしたりするようなことがないという場所ですので。また事業の特性からいっても、ちょっとその辺がなさそうだということで、既に計画書の時点でちょっと除かれているということです。

ただ、やったほうがいいよという意見もあってもいいかと思えますけれども、それはちょっと事業者さんに負担がかかるので、ご意見としては拝聴してもいいかと思えます。

ほか、何かございますか。

王先生どうぞ。

○王委員 途中で講義で退出になりますけれども、ちょっと前回、私も去年、同じ審査に参加しましたけれども、大分準備がよくできていることを評価できると思うんです。

先ほど渡辺委員長から、排出ガス基準適合車使用とか、この実行することを厳守するという表現があったんですけども、今回のプレゼンの資料、例えば 19 ページとかですね、21 ページであっても、まだ適合車するように啓発する、結構弱めな表現というのはちょっと気にするんですね。

なぜかというと、この地域は、去年も説明したんですけども、かなり環境のバックグラウンドの地域、非常に環境のいいところであって、ですので、自然とのふれあいの場というふうに選定されたと思うんですけども。例えば今、13 ページを見ますと、年平均がですね、今、浮遊粒子状物質になると大体 0.019 で、今回よかったのが PM2.5 のデータもちゃんと実際に報告書のその準備書の中の 3-31 ページに載せてありますけれども、これ見てもわかるように、年々よくなって、ことしは多分、平均したら PM2.5 だったら平均 10 以下、マイクログラムパー立米以下になるので、非常に環境のいいところであって、今回の年平均値というのは、予測結果ですけども、これはあくまでも測定値がベースですよ。ですので、それを超えないようにどう配慮するか、今、先ほど言いましたように、やはり排気ガス基準に適合する、車を徹底するということは多分しないと非常に厳しいかなというふうに感じております。ぜひこの辺をもうちょっと強調していただければと思います。

○山本会長 ありがとうございます。

事業者、何かコメントがありましたら。重要なご指摘だと思いますけれども。

○塚田課長 準備書のほうに関する自動車に関しての環境保全のための措置で、特に供用時に

おきましては、啓発するという言葉をちょっと多用させていただいておりますけれども、あくまで入られるテナントさんに強要するということがちょっとできないということもありまして、パンフレット、リーフレット、それから場内に掲示するとかですね。そういった形でお願いをするという形で図っていきたいというふうに考えている次第でございます。

あと、予測に関して、自動車の予測の寄与率という点でいえば、準備書のほうに 10.1 の 52 ページ目に予測結果の供用時の自動車交通の発生に伴う予測結果を示させていただいておりますけれども、確かに発生はしますけれども、その寄与率としては非常に低いというふうにも見ることができますので、その点についてはちょっと皆さんのほうにはご確認いただければと思っております。

○山本会長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

○行田委員 芝浦工業大学、行田と申します。

私は、電波工学ということで、電波障害に関するところを先ほどからちょっと拝見していましたが、この厚い準備書のところで、地点が幾つかはかかれているわけですが、スカイツリーからの地点 9 カ所と、それからテレビ埼玉のほうに 11 カ所ということで、細かい話なんですけれども、何で 9 と 11 なんだろう、なぜ 10、10 じゃないんだろうというところがちょっと気になったんですが、いかがでしょうか。

○塚田課長 特にその意味はないんですけれども、申しわけありません。一応これはNHKアイテックさんにちょっとお願いして準備を図っております、周辺に住居等があるという位置を想定して選んでおりますので、たまたま 9 と 11 になったという形でございます。

○行田委員 わかりました。

あと、スカイツリーからのほうは出力が割と大きいので、そんなに心配はないと思うんですが、テレビ埼玉は割と出力小さいので、デジタル放送というのは、ずっといいんですが、ちょっと悪くなるとがくっと悪くなるという特性がありますから、その辺をよく、実際に多分、そういう微妙なところで 1 かゼロになってしまうので、その辺はちょっと留意していただければなというのがコメントです。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。その辺を十分留意していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○山口委員 埼玉大の山口です。

この要約版の12ページに環境保全のための措置として、埼玉スタジアム2002の利用者が多い、イベントがあるときだと思うんですけれども。ここでは日曜日の工事は原則実施しませんと書いてあるんですけれども、例えばこの前、火曜日に日本代表のサッカーの試合を見に行つて、私ごとなんですけれども、6時に浦和駅を出てバスで行ったら7時半の試合に間に合わなかった。結構混んでいたのと、僕がルートをよくわからなかったとか、いろいろ要因はあるんですが、結構混むんですね。何か結構入場する人たちは夕方ぐらいの時間帯から混むということになると思うので、日曜日の工事を原則実施しないというよりは、イベントに合わせてと、その辺の配慮というのは考えていないのかちょっと聞きたいと思います。

○山本会長 これは事業者のほうからご回答をいただきたいと思ひますけれども。

○塚田課長 こちら埼玉スタジアムの利用につきましては、先ほどの歩行者、自転車で調査を行つたりなんかして、交通量もイベント時の交通量というのを周辺の交差点ではかつております。いつごろ混んでいつごろはけるかというのも大体把握してござりまして、大体スタジアム、開始する3時間ぐらい前から混み始めて、終了後は割と早くはけるんですけれども。

そういった状況がござりますので、そちらのほうについては工事の施工会社さんのほうにも十分周知いたしますし、それから利用者の方にも、これから入られるテナントの方にも、こういう周辺が混雑する時間が大変ありますよということは周知してまいりますので、こういったところを極力、先ほど利用時間のときにお話ししましたような内容で、周辺の歩行者、自転車等に配慮した形で入出庫のほうは図っていききたいというふうに考得ている次第です。

○山本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。地域交通の話ですね。

東京オリンピックとはひっかからないですよ、工事中は。ひっかかりますか。

○塚田課長 ひっかかります。それは警察のほうからもご指導を受けておりますので、そういったところも十分に配慮していききたいと思ひます。

○山本会長 ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思ひます。

ほかに何かござりますでしょうか。

どうぞ。

○深堀委員 埼玉大の深堀です。

景観と自然ふれあいのところについて少し。

景観のところは、環境保全措置のところはこういう対応でおおむねいいと思ひますけれども、ちょっと懸念しているところだけ申し上げたいと思ひますけれども……

○山本会長 資料のどこを見ればいいかちょっと教えていただけますか。要約書ですか。

○深堀委員 要約資料のところではいいですと、景観のところは 22 ページからとなっています。そうですね、25 ページのあたりをちょっと見ていただきながら。

調査計画書のところでは、景観資源と眺望では、景観資源は考えずに眺望というふうになっているというふうに伺いまして、そこで眺望ということになるんですけども、そもそもこの隣接する公園というよりは、このスタジアムの建物が非常の特異的な建物になっていると。さいたま市の景観重要建造物にはなっていませんけれども、当然、美園の中では地区のシンボルというふうにあの建物になっているということで、そこで最終的には環境保全措置で色彩等、外壁の色彩を配慮するというので、そこはそれでいいかなと思います。

ただ、例えば 25 ページの下の方の写真のように、北側の公園のところですかね。こういうふうに見ますと、端的にいいですと、地区のシンボルであるランドマークよりも外壁に配慮してのアクセントカラーの使い方によってはスタジアムよりもそのほうが目立ってしまうと。それは景観計画の中の形成基準をちょっと確認していませんけれども、アクセントカラーは一定の割合で認められるということになっているはずなのでいいんですけども、やはり、そこは非常に特徴的で重要なシンボルであるランドマークなので、できれば外壁面の配慮ということより一歩踏み込んで、アクセントカラーの利用については少し、彩度等の調整をして、スタジアムに対して目立たない配慮ということができるといいのではないかなというふうに思います。

ここは多分、住宅がこれから建ってくるので、この視点からだとどういうふうこれから将来なるかわからないんですけども、多少ね、アクセントカラーの利用について基準以上に配慮を求めたいというのが1つと、それとあと、自然ふれあい施設との兼ね合いでいきますと、倉庫の建物を南側に寄せて北側の住宅地に配慮すると、それは正解だと思うんですけども、そのために基本的には緑地は、景観のところに書いてありますけれども、北側のところに大きくとり、あと、交差点の角のところによくとっているというふうになっています。ところが一方、自然ふれあい施設のところでは、南側の道路のほうが何とかロードという緑区の歩くルートなんですかね。ということと、あとやっぱり当然のことながら、スタジアム側の公園と隣接する側なので、何が言いたいかというと、少し緑地の配分が敷地の構成上北側に偏っているので、何号といたらいいのかな。ちょっとすみません。私が今申し上げているのは、4 ページ目の配置図でいいですと、市道の P596 号線のところの脇に緑があって緑地が重点的に見えるけれども、市道 P597 号線のほうが自然ふれあい施設のほうのルートになっており、また、こ

こが埼スタに入ってくる入り口というのはそっちのほうなのかなと。また、歩行者等も多いかなと考えると、この市道 597 号線に沿っての、資料の中では生け垣というのは書いてあったと思うんですけども、そこの道路に面した部分の緑化についても、できたら少し歩行者等に配慮した緑ということができるといいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

事業者のほう、いかがでしょうか。

○伊藤次長 大和ハウス工業の伊藤です。

まず、景観のこの建物の色彩の件なんですけれども、今回、我々計画しておりますDPLというシリーズなんですけれども、こちらはダイワハウスのDをとりまして、Dプロジェクトというプロジェクトを自社です、物流センターを開発する事業のことをDプロジェクト・ロジスティクスという名称で展開しております。当然ながら、ダイワハウスのブランドをあらわすために、今、弊社のシンボルカラーであります赤色をこの建物にアクセントカラーとして取り入れております。

その中で今回のような建物の全面は黒色を基調としまして、白い部分に弊社のこのマークを取り入れると。あと、ランプのところの柱については、同じくこの赤色を取り入れた計画というのが標準の形になっておりますので、この色をちょっと変えるということはなかなか難しいものがございまして、ご理解賜ればと思っております。

それとあとは、先ほどの道路側の植栽の件でございますけれども、こちらについては、今、生け垣を計画しております。ただ、全体のレイアウト等の関係で、そこの部分を広くとると、そういった形の対応は非常に今の段階となつては難しいものですから。植栽の例えば四季折々の花が楽しめるとか、そういったようなことで通行される方への配慮を考えていきたいと思っております。

○山本会長 ありがとうございます。

景観のほうはちょっと私たち、今回はよく見ていなかったんで、ありがとうございます。

恐らくこれ植栽計画になってくると、植物でどういうものを選んだらいいかという、景観とあわせて意見が出てくるかもしれないかなとちょっと思っておりますけれども、もし何かこういうのを使うといいよみたいなものがあれば、すぐにはだめかな、難しいかもしれませんけれども。意見としてはそういう緑化計画と景観との関係に十分配慮をしてくださいというようなことになろうかと思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○四ノ宮委員 廃棄物に関してですけれども、今日ご説明いただいた要約の 38 ページ、上のほうになります。

工事中にかなり残土が出まして、そちらのほうが発生量、見ていきますと、90%以上が計画地外に排出するというところで、条例に従って処分をするということですが、できるだけ今、残土に関しての再利用という形が進んでおりますので、そちらを考慮したような使い道を考えていただきたいと思います。

○山本会長 よろしいでしょうか。何かコメントございますか。よろしいですか。

ありがとうございました、どうも。

ほか、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。基本的には評価書をつくるための意見をいただきたいということです。よろしいでしょうか。

(なし)

○山本会長 ありがとうございます。

私のほうからも少し申し上げておきたいのは、今後は評価書をつくるという事業を事業者のほうが行うわけですが、今までいろんな意見をいただいたわけです。それで、渡辺委員長のほうからいただいた資料 8 というのがあって、これがベースになって答申案ができていくということになるかと思えます。これはよろしいですね。

それで、ちょっと私からの意見として申し上げておきたいんですけれども、総論という場所については、やっぱりこの今回の準備書というものがさいたま市環境影響評価技術指針手引、これに沿ってつくられているということが、おおむねそれに沿ってつくられているということが書かれていることがまず望ましいということです。その上で、今後、評価書を作成するに当たっては、以下の意見に留意をしながら、関係地域の住民にとって一層理解しやすいものとする、あるいは努めてくださいと、そういう内容がこの総論のところに書かれるのが私はいいなと思っています。

要は、今回の準備書を拝見していろいろ意見を聞いていますと、やっぱりちょっとわかりにくいところがたくさんあるということです。理解しやすいように努めてくださいというのが総論としての意見となります。ここの下の各論のところでも、「望ましい」というのは構わないと思うんですけれども、「何々するとよい」ではなくて、「何々すること」と、もう少し意見として強めに並べていったほうが良いと思っています。

その観点からすると、今のここに書かれている総論というところ、また十分検討しないといけないんですけども、この総論というものは、ある程度、環境影響評価の環境要素の中でどういうところに当てはまるのか。あるいはこれはその他の項目になるのか、その辺を少しちょっと検討しつつ、書き方ですよね。市長への答申としての書き方、これは少しまた検討したいと思います。

それでは、一応きょう2件、議事を行いました。最初は事後報告についてご意見いただいたわけですけども、この委員会としては事後報告のうち中間報告をいただいたんですが、今後とも計画どおり事後調査を進めてくださいというようなことになろうかと思っています。

それから、2件目については、評価書をまとめるに当たっては、この審議会の意見に十分留意しつつわかりやすいものにしてください。こういう意見を書いて答申を書くと、そういうふうにしていけばいいかなと思っています。

最終的には、答申案につきましては、事務局のほうで作成していただいて、それを委員の皆様にご確認いただくことになるかと思っています。そして、最終的な判断は私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山本会長 ありがとうございます。

じゃ、そのようにして進めていきたいと思っています。

以上ですけども、ここまでについて何かご発言されたいことは。

どうぞ。

○行田委員 これは事務局に対してになると思うんですけども、特に平成から令和に変わって、年号がですね、非常にわかりづらくなっているんで、できたら西暦も併記していただくと、何年後とかそういうところがわかっていいんじゃないかと思うんで、ぜひそれをお願いしたいと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

じゃ、それも考えていただくということにしましょう。

○和田係長 事務局でございます。

まさにさまざまな審議会、それ以外のものについても元号の改正に伴うものがございまして、今後は、事務局としても事業者のほうに併記ということで、今、委員がおっしゃられたことで、統一を図らせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○山本会長 ほか、何か、この際ご発言されたいことがあれば。

王先生、どうぞ。

○王委員 昨年も言いましたけれども、ことしはちゃんとPM2.5のデータを入れてくれて非常に助かると思う。なぜかという、やはり先ほど言いましたように、自然の環境、非常に充実されている地域なので、できれば今、国民に非常に興味関心の高いPM2.5のデータも加えて、事後評価ですので、できれば加えていただきたいと切に思います。

○山本会長 そうですね。

何か事務局からありますか。

○王委員 ほかの地域と違って、この場所は特にふれあいの場とかね、非常に住民が活動の多い場ですので、ぜひ健康影響の出ないように努めていただきたいと思います。お願いします。

○山本会長 ご意見ということですが、恐らくこれは評価条例の中の項目の選定にかかわるところになってくるので、恐らくそういう改正が必要になってくると。県のレベルではあるとは思いますが、王先生がおっしゃったとおり、最近はされることが多いと思うので。

○王委員 数年たったときですね、結局、PM2.5 どうかのかなというふうに聞かれたら、わかりませんといったんではちょっと厳しいと。できればですね、昨年もちょうとその辺をお願いして。今、きょうの準備書の33-31ページあたりは一応経年のPM2.5の自排局とかですね、データを載せていますので、非常に参考になると。少なくともこれまでのデータと比べて、そこまで損なわれていないというふうにはっきり言えるようなデータを提供していただきたいと思います。

○山本会長 重要な指摘だと思いますけれども、何か事務局のほうから言うことがあれば。

○和田係長 貴重なご意見ありがとうございます。現行制度の中で技術指針としては、評価項目としての設定はちょっと困難かとは思いますが、あくまでも環境影響の事業者からのご提出資料というところの中で、協議をしながら参考資料として出せるものでいけるのかということについても今後検討させていただいた中で、審議会委員からのご意見として、また検討させていただければと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○山本会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○山本会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の議事をここで終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○黒沢課長 山本会長、長時間の議事進行ありがとうございました。

閉会の前に事務局から3点申し上げます。

○和田係長 長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。

最後でございますが、事務局から3点の連絡事項でございます。

まず1点目でございます。本日の議事録と答申案の確認についてですが、議事録は市のホームページに掲載いたしますので、その前に委員の皆様にご確認をいただきたいと思っております。また、それぞれ答申案につきましては、本日欠席の委員にもご意見をお聞きした上、事務局で案を作成し、その後、委員の皆様にご確認をいただき、山本会長の最終判断をいただいて確定をいたしたいと存じております。

2点目でございます。市長意見ですが、審議会答申をもとに書面で作成します。市長意見書は事業者に送付いたしますが、その内容につきましては委員の皆様にもご報告をさせていただきます。

3点目でございます。次回の予定でございますが、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業に係る準備書が12月ごろに提出される予定となっております。予定どおり手続が進めば、年度が変わりました令和2年4月ごろに技術審議会を開催する予定となっております。また近くなりましたらば、ご案内を差し上げたいと思います。

お配りした冊子等は机の上に置いてお帰りいただいて結構でございます。

事務局からは以上でございます。

○黒沢課長 これをもちまして、第31回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

長時間のご審議、まことにありがとうございました。

午前11時59分 閉会